

くらしの安心情報

情報ファイル NO.25

平成19年10月10日

要介護の妻のために携帯電話を購入し、その後すぐに解約を申入れたところ、高額な解約料が必要といわれたが・・・。

相談内容

【相談者 80代男性】

介護施設にいる妻のためにプリペイド式の携帯電話を買おうとしたら、店頭で通常タイプの携帯電話2台を2年間の割賦で購入するよう勧められ、契約しました。妻が使いこなせないで、3日後に解約を申し入れたところ、高額な解約料が必要だと言われました。すぐに申し出たのに納得できません。

対処方法

- ・ 高齢の夫婦に対して希望するものと違うタイプの携帯電話を強引に勧めて契約させ、解約条件等を十分に説明しない業者側の対応には問題があります。
- ・ 今回の場合は、業者側の説明不足や顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘があったことを申し入れ、電話機の返品をもって無条件に解約できました。(特定商取引法の対象外のためクーリング・オフはできません。)
- ・ 携帯電話を契約する時は、その機能や料金設定・解約条件など十分に説明を受けるようにしましょう。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村窓口・消費生活センターに相談してください。

短期間使える携帯電話があればいいね!



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL:076-432-9233 (消費生活相談) 076-433-3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)